## 東京電力ホールディングス(株) 福島第二原子力発電所

平成28年度 不適合管理会議報告情報(平成28年 9月 6日(火)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 9月 6日に不適合管理会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3 <del>号</del> 機	活性炭式希ガスホールドアップ装置建屋2階工具センターチェーンブロック台車において、外気温の上昇に伴い保管していたチェーンブロックよりグリスが床面に溶け出していたため、床面を拭き取り、チェーンブロックをコンテナボックスへ収納。	対象外	